

理由

- 一、團體保險は社會政策的意義を有するものにして、國民團體保險に擴充すべきものなるに依り、國營を適當と認む
- 二、團體保險は營利主義に立脚すべからず、然るに全產聯の團體保險は既に年七分の配當を豫定する營利本位の會社なり
- 三、兩案を比較するに、其の内容に於て、逕信省案がより社會政策的なりと認めらる
- 四、逕信省は、既に十數年簡易保險を經營しつゝあるを以て、其の經驗、設備を直ちに團體保險創立に適應せしめ得、從つて容易に民營團體保險よりも其の充實を豫想し得る
- 五、逕信省團體保險案は、直接の産業關係者のみならず、廣く國民團體保險たらしむる爲め最も適當なりと認む

昭和九年九月二十七日發行 (非賣品)

發行兼印刷人 米 窪 滿 亮

神戸市林田區宮川町二ノ四八

神戸市神戸區海岸通三ノ二六

發行所 日本労働組合會議

電話三〇三三(四)番
電話三〇三三(五)番